

緊急時事故対応に関する体制整備<<事件・事故災害発生時の対処、救急及び緊急連絡体制>>

事件・事故災害発生

発見者

<<方針>>

1. 児童の安全確保、生命維持最優先
2. 冷静で的確な判断と指示
3. 適切な対処と迅速正確な連絡、通報

- 発生した事態や状況の把握・現状保全
- 傷病者の症状の確認（意識、心拍、呼吸、傷、骨折、出血等）
- 心肺蘇生などの応急手当（現場で直ちに）
- 協力要請や指示
- ※ 必要と判断したら速やかに110番、119番通報
または、他者へ通報を依頼（状況に応じ、発見者が直接通報）

急行

近くの教職員 又は 児童生徒

複数対応
現場急行
救急補助
連絡等

【救急対策本部】

養護教諭

校長等
(教頭)

教職員

相談

学校医
□警察や救急車の出動要請
各区警察署又は110番・119番

通報

情報共有

校長会

助言・指示
指導・支援

報告
連絡

保護者

急行

付添 搬送

医療機関

報告
連絡

教育委員会

情報分析
対応方針検討
支援体制構築
報道対応調整

処置

事故等対策本部 (校内)

- 関係者からの聞き取り
<<聞き取り担当>>
- 被害者家族への連絡対応
<<個別担当>>
- 保護者への対応
<<保護者担当>>
- 報道機関への対応
<<報道担当>>
- 学校安全対策の実施
<<学校安全担当>>
- 事務を統括
<<庶務担当>>
- 情報の収集・整理
<<情報担当>>
- 教育再開準備
<<総務担当>>
- 児童への指導等
<<学年担当>>
- 救護活動
<<救護担当>>